

捜二乙達第28号
生企乙達第86号
平成19年10月9日

警 察 署 長 殿

主	00	01	10	160	5年
他	H19.12.31まで保存				

石 川 県 警 察 本 部 長

定形小包郵便物等を利用した振り込め詐欺等における被害金送付先住所の公表及び現金書留送金依頼人に対する注意喚起について（通達）

平成17年末から、特に融資保証金詐欺において、電信為替、現金書留により郵便受取サービス業者（私設私書箱）宛てに現金を送付させる手口が増加したことから、平成18年に、日本郵政公社の協力を得て、被害金送付先住所を宛先とする電信為替は送金を停止する、あるいは現金書留送金依頼人に注意喚起を促す対策を講じたところ、新たに、普通郵便、定形小包郵便物（通称「イック500」）等の郵便局窓口での受付を要しない方法で現金を送付させる手口が増加するなど、融資保証金詐欺における「現金を送付させる手口」は、依然として主要な送金手段となっているところであり、引き続き、注意喚起を行っていく必要がある。

また、平成19年10月1日付けで日本郵政公社が民営・分社化され、新会社が発足したことに伴い、郵便局株式会社が運営する各地の郵便局が郵便事業株式会社からの委託を受けて現金書留の受付等の業務を行うこととなったこと及び最寄り郵便局から指定された宛先まで現金書留を届ける電信為替サービスの取扱いが終了されたことに伴い、今後は、下記のとおり実施するので誤りのないようにされたい。

記

1 送金先住所の公表

警察庁刑事局捜査第二課では、各都道府県警察からの報告を基に、現金書留、簡易書留、小包郵便又は通常郵便等を送金手段とする事案における送付先住所を集約し、「被害金送付先住所一覧表」（別添1）を作成しており、当課においても、警察庁刑事部捜査第二課より送付を受けた「被害金送付先住所一覧表」を各警察署へ送付しているところである。

よって、各警察署にあっては、広報紙、ホームページ等の各種媒体を利用して、広く注意を呼びかけられたい。

2 現金書留送金依頼人に対する注意喚起

前記「被害金送付先住所一覧表」については、警察庁刑事局捜査第二課から、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社を通じて、各郵便局の現金書留受付窓口に送付され、各郵便局における現金書留受付窓口では、被害金送付先住所一覧表を確認して、宛先が一

致する場合は、現金書留送金依頼者に対し送金しないよう注意喚起を行う。

また、送金依頼人が納得しない場合は、「最寄りの警察へ連絡されたい。」旨を申し向けるよう依頼されることとなっており、連絡があった場合は、管轄警察署から電話又は必要に応じて警察官を臨場させるなどして事情聴取を行い、詐欺の可能性が認められた場合は送金しないよう説得を行う。

3 留意事項

- (1) 「被害金送付先住所一覧表」については、被害発生から概ね3か月を経過し、その後の使用されていないものについては、削除されるので、了解されたい。
- (2) 「被害金送付先住所一覧表」に記載された住所の関係者が郵便局に訪れたとして通報があった場合、当該訪問した郵便局を管轄する警察署から警察官を速やかに臨場させるなどして、当該関係者の人定事項を確認の上、捜査第二課「振り込め詐欺対策班」に速報されたい。

4 その他

「被害金送付先住所一覧表」に記載された住所の多くは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。一部未施行。）第2条第2項第38号の郵便受取代行業者（私設私書箱）の営業所に該当すると思料され、同法第4条、第6条、第7条及び第9条等が施行されたときには、同業者には顧客等の本人確認、本人確認記録の作成、取引記録等の作成及び疑わしい取引の届出等が義務付けられ、当該義務を履行していない場合は、国家公安委員会は行政庁（経済産業省）に是正命令を行うべきであるなどの意見陳述をすることができるようになることから、被害金を送付させる手口の振り込め詐欺を認知した警察署にあっては、当該送付先の住所に対する捜査を進め、郵便受取代行業者の実態把握に努められたい。

（本件担当）

捜査第二課

振り込め詐欺対策班（4272～4）

(別添1)

その宛先は大丈夫ですか？

最近、現金や為替を郵送させてだまし取る**詐欺**事件が多発しています。
実際に被害に遭われた方が現金等を送ってしまった住所は下表のとおりです。もう一度確認してください。

また、表に記載されていない住所でも、よく知らない相手に現金等を送ることは危険です。最寄り警察本部の窓口又は警察署に、遠慮なく相談してください。

警 察 庁

(被害関係住所一覧表：平成 年 月 日現在。 -)

郵便番号	住所
1 2 3 - 4 3 5 6 7	東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2